



熊本県公報

第12137号
平成24年8月10日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 熊本県後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更…………… (市町村行政課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の変更…………… (") 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の廃止…………… (") 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (") 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用開始…………… (") 5
- 公 告
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛て所不
明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 5
- 農地保有合理化事業規程の変更承認…………… (農地・農業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (") 7
- 登 載 依 頼
- 第46回熊本県環境審議会の開催…………… (環境立県推進課) 7

告 示

熊本県告示第962号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サ
ービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
皇寿園（介護予防）訪問リハビリテ ーション 八代市高島町4218番地	医療法人初友会	平成24年8月1日

熊本県告示第963号
介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予
防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
皇寿園（介護予防）訪問リハビリテーション 八代市高島町4218番地	医療法人初友会	平成24年8月1日

熊本県告示第964号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
短期入所生活介護事業所 風ノ木 上益城郡山都町千滝211番地	社会福祉法人徳生会	平成24年8月1日

熊本県告示第965号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
短期入所生活介護事業所 風ノ木 上益城郡山都町千滝211番地	社会福祉法人徳生会	平成24年8月1日

熊本県告示第966号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、平成24年7月20日付けで熊本県後期高齢者医療広域連合長から熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に係る届出があり、平成24年7月27日付けでこれを受理した。

平成24年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第967号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
はがこどもクリニック	上益城郡益城町大字宮園408番地1	平成24年7月1日
松本医院	葦北郡津奈木町岩城510番地	平成24年1月1日
松本医院平国分院	葦北郡津奈木町福浜4098番地	平成24年1月1日
川口病院	菊池市隈府823番地1	平成24年7月1日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ましき町薬局	上益城郡益城町大字宮園字居屋敷408番3	平成24年7月1日

(訪問看護)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
訪問看護ステーションスマイル	八代市郡築2番町93番地2	平成24年6月1日

熊本県告示第968号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年8月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
大塚泌尿器科クリニック	名 称		平成24年4月1日
	大塚泌尿器科・産婦人科クリニック	大塚泌尿器科クリニック	
葦原医院	名 称		平成24年5月28日
	医療法人葦原会 葦原医院	葦原医院	
	所 在 地		
	天草市今釜町7番32号	天草市今釜町8番13号	
さくら眼科内科クリニック	名 称		平成24年5月18日
	さくら眼科内科皮膚科クリニック	さくら眼科内科クリニック	

熊本県告示第969号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年8月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
--------	---------	-------

松本医院	葦北郡津奈木町岩城510番地	平成24年1月1日
松本医院平国分院	葦北郡津奈木町福浜4098番地	平成24年1月1日
川口病院	菊池市隈府823番地1	平成24年6月30日

熊本県告示第970号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年8月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
境接骨院	境 憲泰	合志市御代志1691番地5	平成24年7月23日

熊本県告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年8月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年8月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内上津浦港線	天草市有明町上津浦字通山 503番1地先から 天草市有明町上津浦字上山川 4342番3地先まで	前	5.7 ～ 11.8	203.0	単道改
			後	9.5 ～ 14.9	203.0	
		天草市有明町上津浦字上谷合 4240番1地先から 天草市有明町上津浦字谷合 706番1地先まで	前	5.0 ～ 11.9	208.0	
			後	9.3 ～ 24.0	204.0	
		天草市有明町下津浦字カリ又 4041番地先から 天草市有明町下津浦字靉石 4417番1地先まで	前	5.4 ～ 13.6	676.0	
			後	10.0 ～ 35.9	660.0	

2 区域を変更する期日 平成24年8月10日

熊本県告示第972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年8月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年8月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市河浦町宮野河内宇住吉 396番2地先から 同所 397番1地先まで	133.0	活力創出 基盤（道 路改良）

2 供用を開始する期日 平成24年8月10日

公 告

熊本県公告第453号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を南関町役場に掲示する。

平成24年8月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 所在の不明な者の氏名

山本 孝統、猿渡 次七、猿渡 政記、猿渡 茂、伊藤 キヨノ、徳永 一、嶋崎 フサユ、井上 藤太郎、井上 保幸、眞弓 未郎、井上 カオル、井上 十三一、井上 實信、井上 作次郎、内山 憲一、眞弓 實雄、猿渡 弘、猿渡 義男、猿渡 辰次郎、渡邊 浩光、山本 元行、山本 仙次郎、山本 芳太郎、山本 孝統、江川 定、猿渡 長士、兼崎 悟、佐藤 實一、松田 知幸、江崎 正雄、猿渡 甚吉、猿渡 薫、猿渡 武雄、伊藤 高継、井上 武雄、下長田 熊野座神社、伊藤 節子、徳内 山恭子、猿渡 緑、日本興発株式会社、宮原 幸男、伊津野 権八、井上 サジユ、井上 ヤエ、井上 為作、井上 嘉七、井上 喜太郎、井上 源四郎、井上 五一郎、井上 伍一郎、井上 伴作、井上 三作、井上 勝平、井上 新藏、井上 政藏、井上 大平、井上 竹次郎、井上 慶八、猿渡 源三郎、猿渡 佐三次、猿渡 次七、猿渡 幾平、猿渡 吉次郎、猿渡 七平、猿渡 富次郎、猿渡 平四郎、猿渡 芳太郎、猿渡 友次、猿渡 理作、猿渡 壽平、猿渡 藤四郎、横手 才太、加藤 直儀、三加藤 徹映、加藤 映、橋本 貢、橋本 首、兼崎 才七、原 永エモ、江崎 儀三、江崎 権平、江崎 専七、江崎 藤四郎、江崎 弥四郎、江川 サジユ、江川 藤七、江川 文八、江崎 儀三、江崎 熊平、江崎 権平、江崎 孫四郎、江崎 藤四郎、江崎 弥四郎、江崎 専七、国崎 久七、国崎 寅次郎、佐藤 ミホ、佐藤 尉作、佐藤 吉次郎、佐藤 熊八、佐藤 敬四郎、佐藤 庄八、佐藤 昌次郎、佐藤 藤四郎、佐藤 藤次郎、佐藤 富次郎、佐藤 藤 壽作、佐藤 壽平、山本 カヨ、山本 幾四郎、山本 儀八、山本 慶四郎、山本 両七、山本 實平、山崎 繁太郎、松永 弥久太郎、松川 又七、松田 作太、松田 米松、松田 末松、松本 伊四郎、松本 伊八郎、松本 千代次、松本 鉄太郎、松本 弥久太郎、松本 鐵太郎、正川 亥熊、正川 亥継、正川 幸四郎、正川 太郎、太 郎、西川 徳太郎、雪野 源三郎、雪野 三津藏、村上 ヤエ、竹下 才太郎、田山 栄次、渡邊 慶八、渡邊 正光、内山 栄次、内山 幸作、内山 才八、内山 順平、内山 貞平、堀 スエ、堀 為藏、國川 松太郎、國崎 健七、國崎 儀三郎、國崎 久七、國崎 健七、國崎 松太郎、國崎 清四郎、國崎 孫四郎、國崎 寅次郎、國崎 繁太郎、國崎 繁郎、國崎 文七、國崎 弥四郎

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年5月21日付け農林水産省告示第1409号による。

熊本県公告第454号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第4項の規定により公告する。

平成24年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農地保有合理化法人の名称
公益財団法人熊本県農業公社
- 2 変更する農地保有合理化事業規程の名称
財団法人熊本県農業公社農地保有合理化事業規程
- 3 変更内容
公社の名称変更等に伴う事業規程の名称及び当該記載事項の変更。

熊本県公告第455号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成24年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス阿蘇店
阿蘇市西町字西瀬戸口849-1の一部
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
スーパードラッグコスモス阿蘇店	ドラッグコスモス阿蘇店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

変更前	変更後
ダイワロイアル株式会社 代表取締役 赤土 勇 東京都台東区上野七丁目14番4号	ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田 健 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 宮崎県宮崎市新栄町33番地	株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 届出年月日
平成24年7月26日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県阿蘇地域振興局総務部総務振興課
平成24年8月10日から平成24年12月10日まで

熊本県公告第456号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス阿蘇店
阿蘇市西町字西瀬戸口849-1の一部
- 2 変更する事項の概要
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前9時から午前10時まで、午後9時から午後10時まで
(変更後) 午前6時から午後10時まで

- 3 変更の年月日
平成24年7月27日
- 4 届出年月日
平成24年7月26日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県阿蘇地域振興局総務部総務振興課
平成24年8月10日から平成24年12月10日まで

熊本県公告第457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年8月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス山鹿嶋の本店
山鹿市山鹿字嶋ノ本627番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年3月1日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,659平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 79台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 90平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 11立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 建物敷地北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成24年7月31日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び鹿本地域振興局総務部総務振興課
平成24年8月10日から平成24年12月10日まで

登載依頼

熊本県環境審議会公告 第1号

第46回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年8月10日

熊本県環境審議会
会長 篠原 亮 太

- 1 開催日時
平成24年8月20日（月） 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 会議内容
 - (1) 審議事項
「第21回くまもと環境賞」被表彰者の選考について
 - (2) 報告事項
 - ア 温室効果ガス総排出量の削減目標設定について
 - イ 熊本県バイオマス利活用推進計画の策定について
 - ウ 熊本県地下水保全条例の改正について
 - エ 熊本県地下水保全条例第25条の2の規定に基づく重点地域について
 - オ 熊本県地下水保全条例第32条の2及び第33条の規定に基づく地下水使用合理化指針及び地下水涵養指針について

- カ 平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
キ 環境放射能水準調査事業について
ク 平成23年度温泉部会における決議事項について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会場にて午後2時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 その他
審議事項「第21回くまもと環境賞」被表彰者の選考については、同賞被表彰者に関する経歴等個人情報に関する内容であり、熊本県情報公開条例第7条第2号に該当するため、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3アの規定により非公開にする。
- 7 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）
（電話096-383-1111 内線7321）